

◇◇登別市男女共同参画基本計画(第3次)◇◇
のぼりべつ・はあもにいプラン21

第2次実施計画

(令和8年度～令和10年度)

登 別 市

<市民生活部市民協働グループ>

◇ 目 次 ◇

1. 実施計画の基本的な考え方

- (1) 実施計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 実施計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 実施計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 男女共同参画基本計画の体系別

目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 基本的施策1 意識変革のための普及啓発活動の推進・・・・・・・・ 2
- 基本的施策2 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進・・・・ 4
- 基本的施策3 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止・・・・・・ 6

目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現・・・・ 8

- 基本的施策1 政策・方針決定の場への参画の促進・・・・・・・・・・ 8
- 基本的施策2 地域活動における男女共同参画の促進・・・・・・・・ 9
- 基本的施策3 家庭における男女共同参画の促進・・・・・・・・・・ 10
- 基本的施策4 国際交流の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

目標Ⅲ 雇用等の分野における男女平等の実現・・・・・・・・・・・・ 12

- 基本的施策1 男女が安心して働き続けることのできる社会の実現・ 12
- 基本的施策2 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)・ 13

目標Ⅳ 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現・・・・ 14

- 基本的施策1 全ての人々が健康で安心して暮らせる環境の整備・・・・ 14
- 基本的施策2 子育て支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

- 1 市における推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 市民による推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

1. 実施計画の基本的な考え方

(1) 実施計画策定趣旨

この実施計画は、登別市男女共同参画基本計画（第3次）「のぼりべつ・はあもにいプラン21」の計画的な実行と適切な進行管理を図ることを目的として、今後3ヵ年における具体的な事業等を明らかにし、施策の計画的な実行と適切な進行管理を図るため「登別市男女共同参画社会づくり推進会議」の意見を反映しながら策定したものです。

(2) 実施計画の期間

この実施計画は、令和8年度から令和10年度までを計画期間とし、登別市男女共同参画基本計画（のぼりべつ・はあもにいプラン21；令和5年10月に策定した計画《令和5～14年度までの10年間》）第2次実施計画と称します。

(3) 実施計画の推進

- ・実施計画の推進にあたっては、事務事業評価調書により、毎年度、計画に掲載した主要事業の進捗状況や達成状況を検証し、計画の適切な進行管理に努めます。
- ・この計画の運用にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズ、財政状況などの変化に適切に対応するため、毎年度ローリングシステムにより見直しを図るものです。

2. 男女共同参画基本計画の体系別

目標Ⅰ 男女の人権が尊重される社会の実現

基本的施策 1 意識変革のための普及啓発活動の推進

- (1) 広報・啓発活動の充実
- (2) 情報収集・提供の推進
- (3) 実態調査の実施
- (4) 市民団体の育成と活動支援

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
1. 意識変革のための普及啓発活動の推進					
(1) 広報・啓発活動の充実	①講演会、学習会の開催	◆	◆	◆	市民協働
	②情報紙「アンダンテ」の発行（広報紙折込み）	◆	◆	◆	市民協働
	③男女共同参画情報コーナーの充実（市内4箇所パンフレット棚）	◆	◆	◆	市民協働
	④男女共同参画週間中のポスターの掲示（市内4箇所）	◆	◆	◆	市民協働
	⑤出前フリートーク	◆	◆	◆	市民協働
	⑥小学4年生向け啓発冊子（あなたらしく、自分らしく！）の発行・充実	◆	◆	◆	市民協働
	⑦市民による男女共同参画週間における作品募集（標語・習字・ポスター）	◆	◆	◆	市民協働
	⑧市公式ウェブサイトによる情報提供（基本計画・実施計画・作品募集・フォーラム開催等）	◆	◆	◆	市民協働
	⑨男性への男女共同参画の啓発	◆	◆	◆	市民協働
	⑩インターネットなどを有効に活用した広報・啓発活動	◆	◆	◆	市民協働
	⑪ワーク・ライフ・バランスの考え方を様々な職種、世代、地域へ女性活躍推進法に基づく多様な視点からの広報・啓発活動	◆	◆	◆	市民協働
	⑫LGBT（性的少数者）への理解促進のための周知啓発	◆	◆	◆	市民協働
	⑬町内会（連合町内会）との学習会		◆	◆	市民協働
(2) 情報収集・提供の推進	①広報のぼりべつ「小特集」による情報提供	◆	◆	◆	市民協働
	②構成団体への情報提供	◆	◆	◆	市民協働
	③女性関連図書の充実・情報提供	◆	◆	◆	図書館
	④インターネットを利用しての近隣都市の活動状況等収集	◆	◆	◆	市民協働
	⑤性の尊重や多様性を理解するための資料の収集	◆	◆	◆	市民協働
	⑥男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動の周知	◆	◆	◆	市民協働

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
1. 意識変革のための普及啓発活動の推進					
(3)実態調査の実施	①企業や各種団体の女性の参画状況調査【町内会会長・PTA会長・市内事業所女性役職員数（労働基本調査隔年実施）】	◆		◆	市民協働
	②男女共同参画社会づくり推進会議事業実施後のアンケート調査	◆	◆	◆	市民協働
	③調査結果の情報提供	◆	◆	◆	市民協働
(4)市民団体の育成と活動支援	①市民団体の事業支援（プラタナス）	◆	◆	◆	市民協働
	②登別市男女共同参画社会づくり推進会議、プラタナス協働による活動	◆	◆	◆	市民協働

基本的施策2 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進

- (1) 家庭における男女平等の推進
- (2) 学校における男女平等の推進
- (3) 保育所や幼稚園等における男女平等の推進
- (4) 科学技術・学術分野・デジタル化社会における女性の参画拡大の推進
- (5) 生涯学習や社会教育における男女平等の推進
- (6) 地域づくりへの人材育成

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
2. 男女共同参画に向けた教育・学習活動の推進					
(1) 家庭における男女平等の推進	①市民生涯学習推進講座（家庭教育学級）	◆	◆	◆	社会教育
	②女性活躍推進法に基づく「ワーク・ライフ・バランス」の理解促進	◆	◆	◆	市民協働
(2) 学校における男女平等の推進	①人権教育等の理解を深める図書の購入の推進	◆	◆	◆	学校教育
	②人権の尊重、男女相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに関する児童生徒の発達段階に応じた指導の推進	◆	◆	◆	学校教育
	③命の大切さや男女の心や体について理解を深める性教育の実践	◆	◆	◆	学校教育
	④児童生徒一人一人が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力、態度を身に付ける進路指導等の充実	◆	◆	◆	学校教育
	⑤男女を問わず、一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する食育の推進	◆	◆	◆	学校教育
	⑥教職員への男女共同参画事業に関する情報提供や人権教育研修への参加促進	◆	◆	◆	学校教育
(3) 保育所や幼稚園等における男女平等の推進	①保育所、幼稚園、認定こども園への情報提供	◆	◆	◆	こども育成
	②保育士や教諭、保護者への研修機会のPR	◆	◆	◆	こども育成
	③女性活躍推進法に基づく「ワーク・ライフ・バランス」の理解促進【再掲】	◆	◆	◆	市民協働

(4) 科学技術・学術分野・デジタル化社会における女性の参画拡大の推進	①女子学生や生徒への理工系分野に関する情報提供	◆	◆	◆	市民協働
	②女性のデジタル知識や技術向上に関する情報提供	◆	◆	◆	D×推進 市民協働 商工労政
	③女性研究者の先進的事例等についての企業への情報提供	◆	◆	◆	商工労政
(5) 生涯学習や社会教育における男女平等の推進	①市民生涯学習推進講座（家庭教育学級）への情報提供	◆	◆	◆	市民協働 社会教育
	②市民生涯学習推進講座（登別ときめき大学）	◆	◆	◆	社会教育
	③図書館の女性資料や図書の充実	◆	◆	◆	図書館
(6) 地域づくりへの人材育成	①町内会（連合町内会）との学習会【再掲】	◆	◆	◆	市民協働
	②企業・市民へのセミナー等の周知	◆	◆	◆	商工労政

基本的施策3 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止

- (1) 女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進
- (2) 職場や就職活動等における各種ハラスメントの防止対策の推進
- (3) 配偶者暴力に関する方針

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
3. 女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止					
(1) 女性への暴力や権利侵害への社会的認識の推進	①暴力防止に関する意識啓発活動（情報紙やパンフレットの活用）	◆	◆	◆	市民協働
	②暴力及びストーカー行為等被害者に対する保護・支援の推進（ワンストップ相談の推進、関係機関との連絡調整業務）	◆	◆	◆	市民協働 市民サービス 税務 生活支援 こども家庭 高齢・介護 障がい福祉 国民健康保険 年金・長寿医療 健康長寿 建築住宅 学校教育 消防警備
(2) 職場や就職活動等における各種ハラスメントの防止対策の推進	①情報紙の発行	◆	◆	◆	市民協働
	②労働基本調査により、企業・団体へ継続して啓発を促進（隔年）	◆		◆	商工労政
(3) 配偶者暴力に関する方針	1. 配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制強化と整備推進 ①ワンストップ相談の推進、関係機関との連絡調整業務	◆	◆	◆	市民協働 市民サービス 税務 生活支援 こども育成 こども家庭

					高齢・介護 障がい福祉 国民健康保険 年金・長寿医療 健康長寿 建築住宅 学校教育 消防警備
	②民間シェルター運営助成金	◆	◆	◆	市民協働
	2. 配偶者からの暴力に係る関係機関との連携強化 (児童虐待関連含む)	◆	◆	◆	市民協働 市民サービス 生活支援 こども育成 こども家庭 学校教育
	3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に係る 広報啓発活動の推進	◆	◆	◆	市民協働
	①DV防止法の周知啓発				
	②DVに関する研修会	◆	◆	◆	市民協働 市民サービス
	③DV相談に関する市独自のポスター作製	◆			市民協働
	④関連図書の収集と図書情報の提供	◆	◆	◆	図書館

目標Ⅱ 男女があらゆる分野に参画することができる社会の実現

基本的施策1 政策・方針決定の場への参画の促進

- (1) 各種審議会等への女性の登用の促進
- (2) 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
1. 政策・方針決定の場への参画の促進					
(1) 各種審議会等への女性の登用の促進	①審議会等委員の女性の登用実態調査（令和7年度までに40%とする）	◆	◆	◆	市民協働
	②審議会等委員の公募の推進	◆	◆	◆	市民協働
(2) 政策・方針決定の場への女性の参画の拡大	①審議会等委員の公募の推進【再掲】	◆	◆	◆	市民協働

基本的施策2 地域活動における男女共同参画の促進

- (1) 地域社会における男女平等の意識づくりの促進
- (2) 地域活動に参画できるための環境整備の促進
- (3) 防災分野における男女平等の推進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
2. 地域活動における男女共同参画の促進					
(1) 地域社会における男女平等の意識づくりの促進	① 情報紙やパンフレットの活用	◆	◆	◆	市民協働
	② 町内会（連合町内会）との学習会【再掲】	◆	◆	◆	市民協働
(2) 地域活動に参画できるための環境整備の促進	① 商工会議所との連携による企業等への情報提供	◆	◆	◆	商工労政
	② 仕事と育児両立支援事業（ファミリーサポートセンター）	◆	◆	◆	こども家庭
	④ 障がい福祉サービス等に関する情報提供	◆	◆	◆	障がい福祉
(3) 防災分野における男女平等の推進	① 自主防災組織における女性の参画促進	◆	◆	◆	総務
	② 男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及啓発	◆	◆	◆	総務
	③ のぼりべつ女性防災ネットワーク会議の運営	◆	◆	◆	市民協働
	④ 女性消防団員の入団促進	◆	◆	◆	消防総務

基本的施策3 家庭における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活への男性の参画促進

(2) 男性を対象とした学習機会の充実

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
3. 家庭における男女共同参画の促進					
(1) 家庭生活への男性の参画促進	①情報紙「アンダンテ」や広報紙による啓発	◆	◆	◆	市民協働
	②市民生涯学習推進講座（家庭教育学級）【再掲】	◆	◆	◆	社会教育
	③男性のための研修会開催（男性のための料理教室）	◆	◆	◆	健康推進
	④企業関係や団体などへ女性活躍推進法に基づく情報提供	◆	◆	◆	市民協働 商工労政
	⑤男性の育児休業制度の周知・啓発	◆	◆	◆	市民協働 商工労政
(2) 男性を対象とした学習機会の充実	①男性への男女共同参画の啓発【再掲】	◆	◆	◆	市民協働
	②情報紙やパンフレットの活用	◆	◆	◆	市民協働
	③関連図書の収集と図書情報の提供	◆	◆	◆	図書館

基本的施策4 国際交流の推進

(1) 先進的な国との交流促進

(2) 市内や近郊に居住する外国人との交流の促進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
4. 国際交流の推進					
(1) 先進的な国との交流促進	①デンマーク友好都市中学生派遣交流事業	◆	◆	◆	企画調整
	②国際交流推進事業	◆	◆	◆	企画調整
(2) 市内や近郊に居住する外国人との交流の促進	①国際交流推進事業【再掲】	◆	◆	◆	企画調整

目標Ⅲ 雇用等の分野における男女平等の実現

基本的施策1 男女が安心して働き続けることのできる社会の実現

- (1) 男女平等の観点に立った職場環境の整備の促進
- (2) 非正規雇用者の待遇改善等の環境整備の促進
- (3) 農林水産業や商工業など自営業における男女共同参画の促進

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
1. 男女が安心して働き続けることのできる社会の実現					
(1) 男女平等の観点に立った職場環境の整備の促進	①女性活躍推進法の周知、啓発（企業への周知）	◆	◆	◆	商工労政
	②企業等への情報提供（労働関係法の周知）	◆	◆	◆	商工労政
	③労働相談及び啓発の実施	◆	◆	◆	商工労政
	④ハローワークとの連携による求人情報の提供	◆	◆	◆	商工労政
	⑤労働基本調査（隔年実施）及び活用	◆	◆	◆	商工労政
	⑥ワーク・ライフ・バランスの啓発	◆	◆	◆	商工労政
	⑦テレワーク・オンライン会議などの多様で柔軟な働き方の情報収集と提供	◆	◆	◆	D×推進 商工労政
	⑧勤務間インターバル制度の周知、啓発（企業への周知）	◆	◆	◆	商工労政
(2) 非正規雇用者の待遇改善等の環境整備の促進	①労働相談及び啓発の実施【再掲】	◆	◆	◆	商工労政
	②登別市地域職業相談室「ジョブガイドのぼりべつ」の設置	◆	◆	◆	商工労政
(3) 農林水産業や商工業など自営業における男女共同参画の促進	①農業経営者の家族経営協定に関する情報提供	◆	◆	◆	農林水産
	②農・漁業関係の女性施策に関する新たな取組みの情報提供	◆	◆	◆	農林水産
	③起業の促進	◆	◆	◆	商工労政
	④経営者の意識改革促進に向けた情報提供	◆	◆	◆	商工労政

基本的施策2 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

- （１）就業に関する能力開発のための環境整備の促進
- （２）女性の再就業に関する情報の提供
- （３）起業家を目指す女性への支援

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
2. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）					
（１）就業に関する能力開発のための環境整備の促進	①女性の就労促進に向けた図書の充実	◆	◆	◆	図書館
	②職業訓練事業の紹介	◆	◆	◆	商工労政
	③母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金）	◆	◆	◆	こども家庭
	④母子・父子自立支援員兼家庭相談員によるひとり親家庭への支援	◆	◆	◆	こども家庭
	⑤女性労働問題図書の充足と改善	◆	◆	◆	図書館
（２）女性の再就業に関する情報の提供	①ハローワークとの連携による求人情報提供【再掲】	◆	◆	◆	商工労政
	②関係機関との連携による結婚、出産、育児、介護等での離職者等に対する再就業に向けた相談	◆	◆	◆	商工労政
（３）起業家を目指す女性への支援	①産学官ネットワークの活用	◆	◆	◆	商工労政
	②職業訓練事業の紹介【再掲】	◆	◆	◆	商工労政

目標Ⅳ 健康的な生活を生涯にわたって送られる社会の実現

<p>基本的施策 1 全ての人々が健康で安心して暮らせる環境の整備</p> <p>(1) 女性の健康づくりのための意識の啓発の促進</p> <p>(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及促進</p> <p>(3) 全ての人々が安心して暮らせる体制づくりの促進</p> <p>(4) 総合的な環境保全対策の推進</p>
--

【基本的施策の主要事業】

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
1. 全ての人々が健康で安心して暮らせる環境の整備					
(1) 女性の健康づくりのための意識の啓発の促進	①子ども医療費助成事業	◆	◆	◆	年金・長寿医療
	②ひとり親家庭等医療費助成事業	◆	◆	◆	年金・長寿医療
	③若い世代の健康診査	◆	◆	◆	健康推進
	④健康増進事業	◆	◆	◆	健康推進
	⑤へるしー親子相談	◆	◆	◆	健康推進
	⑥からだスッキリ運動教室	◆	◆	◆	健康推進
(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及促進	①すこやかマタニティ教室	◆	◆	◆	こども家庭
	②思春期教室	◆	◆	◆	こども家庭
	③特定不妊治療費（先進医療）助成事業	◆	◆	◆	こども家庭
(3) 全ての人々が安心して暮らせる体制づくりの促進	①福祉サービスや介護体制の整備充実	◆	◆	◆	高齢・介護
	②介護相談窓口の充実	◆	◆	◆	高齢・介護
	③介護及び介護予防に係る地域支援事業の推進	◆	◆	◆	健康長寿
	④外国人相談窓口の充実	◆	◆	◆	企画調整
	⑤多文化共生の推進	◆	◆	◆	企画調整
	⑥LGBT（性的少数者）相談窓口の充実	◆	◆	◆	市民協働
	⑦登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入	◆	◆	◆	市民協働
(4) 総合的な環境保全対策の推進	①環境講演会の開催	◆	◆	◆	環境対策
	②環境保全市民会議での啓発活動	◆	◆	◆	環境対策
	③二酸化炭素削減に関する啓発	◆	◆	◆	環境対策
	④資源回収団体奨励金支給事業	◆	◆	◆	環境対策
	⑤環境調査の推進	◆	◆	◆	環境対策

基本的施策 2 子育て支援体制の充実

- (1) 保育サービスの環境整備の促進
- (2) 仕事と子育ての両立を促進するための環境の整備
- (3) 子育てに関する相談支援体制の整備
- (4) 児童虐待等の防止対策の充実

基本的施策	主要事業	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
2. 子育て支援体制の充実					
(1) 保育サービスの環境整備の促進	①休日保育事業	◆	◆	◆	こども育成
	②普通保育所運営管理事業	◆	◆	◆	こども育成
	③障害児保育事業	◆	◆	◆	こども育成
	④保育所広域入所事業	◆	◆	◆	こども育成
	⑤保育所特別保育事業実施事業（交流事業・一時保育・延長保育・乳児保育）	◆	◆	◆	こども育成
(2) 仕事と子育ての両立を促進するための環境の整備	①仕事と育児両立支援事業（ファミリーサポートセンター）【再掲】	◆	◆	◆	こども家庭
	②児童館・児童センター運営事業	◆	◆	◆	こども家庭
	③こどもショートステイ事業	◆	◆	◆	こども家庭
	④放課後児童クラブ運営事業	◆	◆	◆	こども家庭
	⑤父親の育児参加の支援（育児の相談や助言）	◆	◆	◆	こども育成
	⑥児童館、放課後児童クラブの時間延長	◆	◆	◆	こども家庭
	⑦育休等推進の働きかけの継続	◆	◆	◆	市民協働 こども育成 商工労政
	⑧ワーク・ライフ・バランスの考え方について、様々な職種、世代、地域へ女性活躍推進法に基づく多様な視点からの広報・啓発活動	◆	◆	◆	市民協働 こども育成 こども家庭 商工労政
	⑨仕事と生活との両立を支援するための制度の定着・利用ができる環境の整備に向けた情報提供	◆	◆	◆	こども育成 こども家庭
	⑩都市公園施設長寿命化事業	◆	◆	◆	土木・公園
	⑪登別市こども計画（令和7年度～令和11年度）	◆	◆	◆	こども育成 こども家庭
	⑫病児保育事業		◆	◆	こども育成

(3) 子育てに関する 相談支援体制の 整備	①子育て支援センター運営経費	◆	◆	◆	こども育成
	②家庭児童相談室、母子自立支援員経費	◆	◆	◆	こども家庭
(4) 児童虐待等の防 止対策の充実	①情報共有体制の強化（児童虐待等の防止策）	◆	◆	◆	生活支援 G こども家庭 学校教育 市民協働
	②早期発見・早期対応への取組みの推進 （児童虐待等の防止策）	◆	◆	◆	生活支援 G こども家庭 学校教育 市民協働
	③関連図書の収集と図書情報の提供	◆	◆	◆	図書館

計画の推進体制

【取り組み内容】

取り組み内容	取り組み事項	事業計画年度			グループ名
		8	9	10	
1. 市における推進体制の整備	①登別市男女共同参画推進本部会議開催	◆	◆	◆	市民協働
	②登別市男女共同参画推進庁内連絡会議開催	◆	◆	◆	市民協働
	③職員研修の実施	◆	◆	◆	市民協働 人事
	④市職員へのテレワークや男性の育児休業制度、有給休暇の計画的な取得等のワーク・ライフ・バランスの周知啓発	◆	◆	◆	人事
	⑤各種研修会や講演会への参加	◆	◆	◆	市民協働
	⑤職員による横断組織を活かす男女共同活動の推進	◆	◆	◆	市民協働
	⑥庁内 FaceOffice を使った情報提供（国の施策・法律改正及び女性活躍推進法等の周知）	◆	◆	◆	市民協働
2. 市民による推進体制の整備	①登別市男女共同参画社会づくり推進会議の開催	◆	◆	◆	市民協働
	②登別市男女共同参画推進部会の開催	◆	◆	◆	市民協働
	③女性プラザ祭の参加促進	◆	◆	◆	市民協働
	④商工会議所との連携による企業等への情報提供【再掲】	◆	◆	◆	商工労政
	⑤プラタナス等との連携	◆	◆	◆	市民協働